

福島市農業委員会報

第176号

平成29年 9月

編集
福島市農業委員会事務局
発行
福島市農業委員会
〒960-8601
福島市五老内町3番1号
電話 024-525-3779(直通)

▶ 渡邊友一臨時議長の進行による第一回総会にて、
選任をうけ挨拶する六戸薫会長



第二十三期農業委員会体制スタート

会長就任挨拶



第二十三期福島市農業委員会

会長 六 戸 薫

この度、農業委員の任期満了に伴い七月二十日の第一回総会において第二十三期福島市農業委員会会長に選任されました。

当市農業委員会も改正農業委員会法に基づく新体制がスタートし、二十四名の農業委員が福島市長から任命され、同総会において新たな制度として三十六名の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

農業を取り巻く情勢は大変厳しいですが、農業委員・農地利用最適化推進委員・関係機関等と連携し、積極的に農地等の利用の最適化に取り組んでまいりますので、皆様方のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

私たち農業委員または農地利用最適化推進委員に、お気軽にご相談ください。

■ 農地利用最適化推進委員 (36名)

福島区域				北福島区域	
					
菅野 榮吉	菅野 富美	佐藤 貴之	佐藤 哲夫	安達 博	安齋 恒雄
北福島区域			須南区域		
					
中村 謙一	二階堂 一宏	山岸 幸一	遊佐 要一郎	尾形 庄藏	佐藤 則雄
須南区域			飯坂区域		
					
浪岡 真澄	曳地 正人	渡辺 芳昭	安齋 忠作	佐藤 幸司	山田 誠
飯坂区域			松川区域		
					
横江 修司	渡邊 正芳	加藤 昌永	菅野 征男	齋藤 清澄	柴田 徳男
松川区域			信夫区域		
					
高橋 守保	長澤 忠敬	渡辺 忠雄	黒澤 忠志	鈴木 浩司	奈良輪 光功
信夫区域		吾妻区域			
					
渡邊 隆雄	阿部 哲也	阿部 正秀	梅津 信一	奥山 秀夫	玉根 吉光

※ 農業委員・農地利用最適化推進委員ともに担当区域・氏名、事務局使用の名簿順

第23期農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

任期：平成29年7月20日から平成32年7月19日

■ 農業委員 (24名)

【役員体制】	会 長	穴戸 薫	会長職務代理者	大宮 篤司
	福島区域協議会会長	佐藤 秀雄	北福島区域協議会会長	片平 隆
	須南区域協議会会長	加藤 功	飯坂区域協議会会長	渡邊 賢一
	松川区域協議会会長	尾形 寅昭	信夫区域協議会会長	齋藤 貴裕
	吾妻区域協議会会長	芳賀 正寿		

福 島 区 域			北 福 島 区 域		
小山 正雄	★佐藤 秀雄	柴山 栄重	★片平 隆	加藤 良子	穴戸 忠一
北福島区域	須 南 区 域		飯 坂 区 域		
渡邊 敏明	★加藤 功	油井 妙子	渡邊 俊春	■大宮 篤司	菅野 善晴
飯 坂 区 域		松 川 区 域			
佐藤 ミツエ	★渡邊 賢一	★尾形 寅昭	古関 恵子	関 健一	安田 善喜
松川区域	信 夫 区 域		吾 妻 区 域		
渡邊 友一	黒澤 喜久夫	★齋藤 貴裕	●穴戸 薫	鈴木 顯典	★芳賀 正寿

※ ● = 会長 ■ = 会長職務代理者 ★ = 区域協議会会長

■■■ 農業委員・農地利用最適化推進委員の主な業務 ■■■

農 業 委 員
農業委員会の会議に出席し、農地法や法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して、審議及び判断を行います。



農地利用最適化推進委員
現場活動を主に、担当する区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を推進するための活動を行います。

大変お世話になりました

任期満了に伴い、次の十六人の委員が勇退されました。
長年にわたり地域の農地利用関係の調整や農業問題の相談役として活躍いただき、ありがとうございます。

(順不同)

氏名	※()内は役職名	担当地区等
守谷 顯一様	(会長)	野田
佐藤 富雄様	(会長職務代理者(農地部会担当))	佐倉
橋内 豊明様	(農地部会長)	東湯野
兒玉 進市様	(農地部会長職務代理者)	鳥川
高橋 徳次様	(福島地区協議会副会長)	中央・岡山
岡田 和志様	(須南地区協議会副会長)	荒井
渡辺 昌則様	(信夫地区協議会副会長)	平田
阿部 幸弘様		瀬上
藤野 喜夫様		飯野
安齋 利勝様		飯野
佐藤 勝様		庭塚
永澤 信弘様		農協
藍原 良夫様		共済
長南 太一様		土地改良区
齋藤 栄子様		議会推薦
長沢 順子様		議会推薦

農地利用状況調査(農地パトロール)の実施について

農業委員会は「遊休農地(※)」解消に向けた指導等を行うため、農地法の規定により毎年管内全域の農地の利用状況調査を実施しています。
その際、遊休農地と判断された農地の所有者や耕作者に対して、農地の適正管理をしていただく通知や利用意向調査を行っています。
利用意向調査の結果、耕作や管理がされていないと判断されると、次年度からの農地の課税が増額する場合がありますので、農地の適正な耕作・管理をお願いいたします。

調査対象

管内の農地全て

調査開始

平成二十九年八月から
農地利用最適化推進委員等が農地を見回り、遊休化しているか否かを調査します。

各農地への立ち入りやお話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

(※)遊休農地とは？

一年以上にわたり耕作されず、今後耕作されないと見込まれる農地や周辺の農地と比べて低利用になっている農地のこと。

全国農業新聞を読みませんか？

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月額700円
- 申込先：農業委員会事務局 (☎525-3779) まで

農業者年金に加入しませんか？

- 60歳未満(国民年金第1号被保険者)で年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。
- 詳細は、農業委員会事務局またはお近くのJAへ